

第13章 事後調査

13.1 環境影響評価法に基づく事後調査

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：令和7年6月20日法律第73号）に基づく事後調査の内容は表 13.1-1 に示すとおりであり、実施主体は事業者です。

なお、表 13.1-1 に示す以外の項目については、採用した予測手法の予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は実施しません。

表 13.1-1 (1) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素 の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素 の区分	環境要因 の区分			
水象	地下水	工事の実施（トンネル工事の実施）、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地下式）の存在）	・環境保全措置（観測修正法による最適な工法の採用）の内容をより詳細なものにするために実施	・地下水の水位 ・河川等の流量	○調査時期 工事前、工事中及び 完成後 ○調査地域 対象道路周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の水位の観測、河川等の流量の観測

表 13.1-1 (2) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素 の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素 の区分	環境要因 の区分			
動物	重要な動物種及び注目すべき生息地	工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<ul style="list-style-type: none"> 重要な猛禽類が営巣地を移動させる可能性があり、環境保全措置（繁殖期に配慮した施工時期の検討及び段階的な施工の実施（コンディショニング）の実施位置が不明確であるために実施 建設機械の稼働に伴う騒音等が重要な猛禽類及び洞穴性コウモリ類の生態に及ぼす影響はまだ解明されていない点も多く、効果に係る知見が不十分であるために実施 	重要な猛禽類（ミサゴ、オオタカ、サシバ、クマタカ、フクロウ）のモニタリング調査	○調査時期 工事前から工事中、工事後の繁殖期を基本 ○調査地域 対象道路周辺 ○調査方法 定点観察法又は直接観察による繁殖状況の確認
			<ul style="list-style-type: none"> オオイタサンショウウオは移動性があり、環境保全措置（オオイタサンショウウオ（卵のう等）の移設）の実施位置が不明確であるために実施 	洞穴性コウモリ類モニタリング調査	○調査時期 工事中の冬眠期及び哺育期*を基本 ○調査地域 対象道路近傍のねぐら ○調査方法 直接観察による分布状況の確認
			<ul style="list-style-type: none"> オオイタサンショウウオは移動性があり、環境保全措置（オオイタサンショウウオ（卵のう等）の移設）の実施位置が不明確であるために実施 	オオイタサンショウウオ分布調査	○調査時期 工事前を基本 ○調査地域 対象道路周辺 ○調査方法 直接観察による分布状況の確認

*哺育期におけるねぐらへの立ち入りによる繁殖への影響を考慮し、哺育期の後期に実施する。

表 13.1-1 (3) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素 の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素 の区分	環境要因 の区分			
植物	重要な植物種及び群落	工事の実施（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全措置（重要な植物種の移植又は播種）は自然状態においても重要な植物種の生育状況が将来変化する可能性があり、実施位置が不明確であり、移植又は播種後の活着や生育状況に不確実性があるために実施 	重要な植物種（サンヨウアオイ、シロシヤクジョウ、キンラン属、ミズマツバ、タニジャコウソウ、ヤマトハクチョウゴケ）のモニタリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査時期 工事前及び移植後を基本 ○調査地域 対象道路周辺 ○調査方法 直接観察による生育状況の確認
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<ul style="list-style-type: none"> 重要な猛禽類が営巣地を移動させる可能性があり、環境保全措置（繁殖期に配慮した施工時期の検討及び段階的な施工の実施（コンディショニング）の実施位置が不明確であるために実施 建設機械の稼働に伴う騒音等が重要な猛禽類及び洞穴性コウモリ類の生態に及ぼす影響はまだ解明されていない点も多く、効果に係る知見が不十分であるために実施 	重要な猛禽類（ミサゴ、オオタカ、サシバ、クマタカ）のモニタリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査時期 工事前から工事中、工事後の繁殖期を基本 ○調査地域 対象道路周辺 ○調査方法 定点観察法又は直接観察による繁殖状況の確認
				洞穴性コウモリ類モニタリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査時期 工事中の冬眠期及び保育期[*]を基本 ○調査地域 対象道路近傍のねぐら ○調査方法 直接観察による分布状況の確認

※ 哺育期におけるねぐらへの立ち入りによる繁殖への影響を考慮し、哺育期の後期に実施する。

13.2 大分県環境影響評価条例に基づく事後調査

「大分県環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月 16 日大分県条例第 11 号、最終改正：平成 29 年 3 月 30 日大分県条例第 14 号）に基づき、「大分県環境影響評価条例施行規則」（平成 11 年 6 月 15 日大分県規則第 43 号、最終改正：令和 3 年 3 月 31 日大分県規則第 35 号）に規定される事後調査報告書を大分県知事及び関係市町村長に送付し、事後調査手続きを実施します。